

# ルクセンブルク

## 特許法

1998年5月24日改正

1998年6月21日施行

### 目次

#### 第 I 章 総則

##### 第 1 条 定義

##### 第 2 条 国際条約

#### 第 II 章 発明特許及び特許性

##### 第 3 条 特許の出所及び内容

##### 第 4 条 特許を受けることができる発明

##### 第 5 条 特許性の例外

##### 第 6 条 新規性

##### 第 7 条 不利益とならない開示

##### 第 8 条 進歩性

##### 第 9 条 産業上の利用

#### 第 III 章 特許を出願し、かつ、取得する有資格者

##### 第 10 条 特許出願資格者

##### 第 11 条 複数出願人

##### 第 12 条 特許権

##### 第 13 条 職務発明

##### 第 14 条 無資格者による特許出願

##### 第 15 条 特許権請求

##### 第 16 条 特許権者変更の効力

##### 第 17 条 発明者の記載されるべき権利

#### 第 IV 章 特許出願

##### 第 I 節 特許出願の提出及び要件

##### 第 18 条 特許出願の提出

##### 第 19 条 特許出願の要件

##### 第 20 条 出願日

##### 第 21 条 発明の単一性

##### 第 22 条 発明の開示

##### 第 23 条 クレーム

##### 第 24 条 図面

##### 第 25 条 要約書

##### 第 II 節 優先権

##### 第 26 条 優先権

- 第 27 条 優先権主張
- 第 28 条 優先権の効果
- 第 III 節 出願の登録及び補正
- 第 29 条 出願の登録
- 第 30 条 出願の補正 - 制裁
- 第 31 条 分割出願
- 第 32 条 出願の取下
- 第 IV 節 出願，特許付与の実施
- 第 33 条 公衆の閲覧
- 第 34 条 第三者による所見
- 第 35 条 文献調査
- 第 36 条 他当事者によって提出の調査請求
- 第 37 条 クレーム，明細書，及び図面の補正
- 第 38 条 防衛に関する発明についての調査
- 第 39 条 調査報告書に関する補正
- 第 40 条 原状回復
- 第 41 条 特許の付与
- 第 42 条 特許付与の登録及び公告

#### 第 V 章 特許出願及び特許から発生 of 権利義務

- 第 43 条 存続期間
- 第 44 条 保護の範囲
- 第 45 条 発明の直接実施の禁止
- 第 46 条 発明の間接実施の禁止
- 第 47 条 特許の効力の制限
- 第 48 条 特許によって付与された権利の消尽
- 第 49 条 付与前の期間について特許により与えられる権利
- 第 50 条 先使用又は私的所有から発生 of 権利
- 第 51 条 特許無効の効力

#### 第 VI 章 所有権対象としての特許出願又は特許

- 第 52 条 共有
- 第 53 条 権利の移転及び構成
- 第 54 条 生存者間の譲渡
- 第 55 条 契約上のライセンス
- 第 56 条 実施許諾用意
- 第 57 条 質権
- 第 58 条 差押

#### 第 VII 章 強制ライセンス及び裁定ライセンス

- 第 59 条 強制ライセンス

- 第 60 条 強制ライセンスの取得手続及び条件
- 第 61 条 強制ライセンスの取下
- 第 62 条 従属特許
- 第 63 条 裁定ライセンス
- 第 63 条の 2 半導体技術分野での強制ライセンス又は裁定ライセンス
- 第 64 条 強制ライセンス又は裁定ライセンスの対象である特許に係る特許権者の義務
- 第 65 条 強制ライセンス又は裁定ライセンスの譲渡移転
- 第 66 条 強制ライセンス又は裁定ライセンスに関する決定の登録

#### 第 VIII 章 維持，回復，放棄，及び無効

- 第 67 条 維持
- 第 68 条 年金の納付
- 第 69 条 一般的措置としての納付期限の延長及び権利の回復
- 第 70 条 個々の決定に関する回復
- 第 71 条 第三者の権利留保
- 第 72 条 特許の全部又は一部の放棄
- 第 73 条 無効事由
- 第 74 条 無効及び所有権を争う訴訟
- 第 75 条 判決の登録

#### 第 IX 章 侵害

- 第 76 条 侵害を構成する行為
- 第 77 条 侵害訴訟の訴追権者
- 第 78 条 特許出願に基づく訴訟及び / 又は特許付与前に発生した事件に係る訴訟
- 第 79 条 明細書，侵害差押，及び仮差止
- 第 80 条 侵害訴訟及び損害賠償
- 第 80 条の 2 方法特許：立証責任
- 第 81 条 没収
- 第 82 条 侵害訴訟の時効

#### 第 X 章 代理

- 第 83 条 代理の一般原則
- 第 84 条 共通代理人の選任
- 第 85 条 職業代理人の登録

#### 第 XI 章 雑則

- 第 86 条 庁に届けるべき変更
- 第 87 条 登録簿
- 第 88 条 公衆の閲覧
- 第 89 条 施行規則及び料金関係付則

第 90 条 期間の計算

第 XII 章 上訴

第 91 条 権能及び手続

第 XIII 章 欧州特許出願及び欧州特許

第 92 条 翻訳文及び年金

第 93 条 国内行政手続

第 94 条 欧州特許及び国内特許の共存出願

第 XIV 章 国際特許出願

第 95 条 国内段階へ移行の国際出願についての審査

第 XV 章 経過措置規定及び最終規定

第 96 条 経過措置期間中に適用する法律

第 97 条 経過期間中の侵害訴訟の提起

第 98 条 職業代理人登録名簿への従前掲載の確認

第 99 条 国際特許分類

第 100 条 国家産業財産審議会

第 101 条 廃止規定

第 102 条 施行

## 第1章 総則

### 第1条 定義

本法の適用上、

「パリ条約」とは、1983年3月20日パリで署名され、ルクセンブルク大公国によって批准された万国産業財産の保護同盟条約及びその各改正法を意味する。

「WTO設立協定」とは、1994年4月15日マラケッシュで署名された世界貿易機関を設立する協定を意味する。

「1967年7月8日法」とは、国土防衛及び国家安全保障に影響を及ぼす発明及び製造秘密の開示並びに実施に関する法律を意味する。

「大臣」とは、知的財産所管の大臣を意味する。

「庁」とは、パリ条約及び知的財産に関する国内法令の執行を所管する国家知的財産庁(National Intellectual Property Service)を意味する。

「特許庁長官」とは、知的財産行政に関連して公布された法律及び規則の規定により、かつ、それらの適用上、知的財産事項に関する行政を担当するため大臣によって任命された公務員を意味する。

「裁判所」とは、民事担当の地方裁判所を意味する。

「登録簿」とは、庁に備え付けの特許の登録簿を意味する。

「職業代理人」とは、第85条に従って職業代理人登録名簿に掲載された自然人を意味する。

### 第2条 国際条約

(1) 本法は、ルクセンブルク大公国が締約国である産業財産に関する国際条約の規定の適用を何ら損なうものではない。

(2) パリ条約についての他の締約国の国民に対して諸権利が付与されているにも拘らず、当該条約並びに当該条約を改正したか又は改正することがある協定、付属法及び締結議定書の規定について、かかる規定がそれらの産業財産保護に関するルクセンブルク法より有利なあらゆる場合は、ルクセンブルク国民は、ルクセンブルクにおいても彼等の利益になるように適用することを請求することができる。

## 第 11 章 発明特許及び特許性

### 第 3 条 特許の出所及び内容

発明については、本法によって規定される条件に従い、かつ、その限度内で、大臣によって交付され、かつ、実施の排他的権利をその特許権者又は承継人に対し付与して、特許と呼ばれる産業財産の対象にすることができる。

### 第 4 条 特許を受けることができる発明

(1) 進歩性を含み、かつ、産業上利用可能な新規な発明については、特許を受けることができる。

(2) 特に、次のものは、(1)の趣旨での発明とはみなされない。

(a) 発見された事物、科学的理論、及び数学的方法

(b) 審美的な創造物

(c) 精神的な行為を遂行し又はゲームを行い又は業務を遂行するための計画、法則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム

(d) 情報の提示

(3) (2)の規定は、当該規定に掲げた対象又は行為に関する特許性について、特許出願若しくは特許が当該対象又は当該行為自体に関する範囲に限って、除外するものとする。

(4) 手術又は治療による人体又は動物の体の治療方法及び人体又は動物の体の実施の診断方法は、(1)の趣旨での産業上利用可能な発明とはみなさないものとする。本規定は、何らかこれらの方法で使用のための生産物、特に物質又は混合物には適用しない。

### 第 5 条 特許性の除外

次については、本法によって与えられる保護から除かれる。

(1) 公表し又は利用することが公の秩序又は善良の風俗に反する発明。ただし、当該利用が法律又は規則によって禁止されているとの理由のみでは、そのように反するものとはみなさない。

(2) 植物若しくは動物の品種、又は植物若しくは動物の生産のための本質的に生物学的な方法。本規定は、微生物学的な方法又はそれらの生産物に対しては、適用しない。

### 第 6 条 新規性

(1) 発明は、それが技術水準の一部を形成しない場合は、新規性があるものとみなされる。

(2) 技術水準については、特許の出願日前に書面若しくは口頭による説明によって、又は使用、その他の方法によって、公衆の利用可能にされたすべてを含むものとみなす。

(3) 更に、提出時にルクセンブルク特許出願及びルクセンブルクを指定した欧州特許出願又は国際特許出願であって、その出願日が(2)に掲げた日前であり、かつ、当該日以後に公示された出願の内容については、技術水準に含まれるものとみなす。

(4) (1)から(3)までの規定は、第 4 条(4)に掲げた何らかの方法でのその使用が技術水準に含まれない場合は、技術水準に含まれる物質又は混合物であっても同条に掲げた方法で使用されるものについて、特許性を除くものではない。

## 第7条 不利益とならない開示

(1) 第6条の適用のため、発明の開示については、それが特許出願に先立つ6月以後に行われ、かつ、それが次によるか又はその結果である場合は、参酌されないものとする。

(a) 出願人若しくはその者の法定前権利者に対する明白な濫用、又は

(b) 出願人若しくはその者の法定前権利者が、1928年11月28日パリにおいて署名され、1972年11月30日に最後に改正された国際博覧会に関する条約の条件に該当する公式若しくは公認の国際博覧会において、当該発明品を展示したことがある事実

(2) (1)(b)の場合において、出願人が当該発明品がそのように展示されたことがある旨特許出願時に宣言し、かつ、裏付ける証明書を大公国規則(特許規則)に規定の期間内にその条件に基づいて提出したときに限り、(1)は適用されるものとする。

## 第8条 進歩性

発明については、技術水準との関係でそれが技術の熟練者にとって自明でない場合は、進歩性があるものとみなす。技術水準がまた第6条(3)の趣旨での書類を伴う場合は、かかる書類については、進歩性の有無についての査定に当たって、参酌してはならない。

## 第9条 産業上の利用

発明については、それが農業を含む何らかの産業において製造され又は使用される場合は、産業上利用が可能なものとみなす。

### 第 III 章 特許を出願し，かつ，取得する有資格者

#### 第 10 条 特許出願資格者

特許出願は，自然人，法人，又はそれが準拠する法律によって法人と同等の如何なる団体によっても，行うことができる。

#### 第 11 条 複数出願人

特許出願はまた，法律によって付与された権利について，特許付与後であっても共同して行使できる 2 人以上の出願人によっても，行うことができる。

#### 第 12 条 特許権

- (1) 特許権は，発明者又はその者の承継人に属する。
- (2) 2 人以上の者が各相手方から独立して発明を行った場合は，特許権は，最先の特許出願を行った者に属する。
- (3) 庁に対する手続の目的上，出願人については，当該特許権を行使する資格があるものとみなす。

#### 第 13 条 職務発明

- (1) 特許権については，発明者が従業者である場合において，当該従業者にとって更に有利な契約条項のないときは，次の規定に従って決定する。

発明は，それがその者の効果的な職務に対応する発明任務を含む雇用契約又はその者に明確に委託された調査若しくは研究の何れかの履行上，従業者によって行われた場合は，使用者に属する。

これについては，発明が従業者によってその者の職務の履行上若しくは当該企業の活動分野において，又は当該企業に特有な技法若しくは手法によるか又は当該企業によって入手された資料の知識若しくは使用によるかの何れかで，従業者によって行われた場合にも，適用する。

その他の発明は，すべて従業者に属する。

- (2) 発明者である従業者は，発明について自己の使用に対して通報し，後者はその受領を確認しなければならない。

従業者及び使用者は，発明に関して必要な全情報を相互に通報しなければならない。それらの者は，本法によって付与された権利の行使を全部又は一部を問わずに妨げる虞のある如何なる開示もさし控えなければならない。

従業者と使用者との間の職務発明に関する如何なる協定も書面によって規定しなければならない。そうしなかった場合は無効とする。

- (3) 使用者が特許を理由にして相当な利益を得た場合は，その者は，挙げた利益の公平な持分を発明者に対して分与しなければならない。

- (4) 使用者に属する発明を行った従業者によって訴訟が提起され，それについて特許が付与されており，かつ，使用者が当該特許を理由として相当な利益を得ることが確認された場合は，裁判所は，従業者に対する特別対価の供与を裁定しなければならない。何らかの訴訟措置を取る前に，裁判所は，対価についての原則及び額についての和解を見込んで当事者から

聴聞しなければならない。本項に基づいて発明者に与えられる措置については、特許の付与日から3年後には、時効になる。ただし、当該時効期間は、特別対価の支払請求書が書留便で使用者宛てに送付された場合は、1年間中断される。

(5) 特別対価の支払についての如何なる判決も、一括支払を基本とした定期的分割払との併用法、又はかかる対価支払方法の1種類のみによる支払法を規定することができる。判決を下した裁判所は、何れかの当事者の請求に応じて、それを修正し、取下し又はその適用の全部若しくは一部を停止することができる。

(6) 裁判所は、従業者に支払を要する特別対価の決定に当たっては、発明が行われた状況すべてについて、特に次については、参酌しなければならない。

(a) 発明の経済的重要性及び相当な利益を挙げた状況

(b) 従業者の職務の性格、その者の給料、並びにその者が自己の就業、及び自己の発明任務若しくは当該発明から引き出すか又は引出済の何らかの他の利益

(c) 発明をするのに関係した従業者の個人的努力及びノウハウ

(d) 関係従業者の努力及びノウハウ並びに共同して参画した何らかの他の者の努力及びノウハウ、並びに自身では発明者の資格を享受しない従業者によって与えられた何らかの助力及び助言

(e) 当該発明について、完成、開発、並びに工業的及び商業的实施に対する従業者の貢献度

(f) 企業の性格及び規模

(7) (a) 公共業界における技術研究及び開発の組織化並びに(b) 企業と公共業界との間の技術移転及び技術協力に関する1987年5月9日法にも拘らず、本条の規定はまた、国、地方自治体、公共施設、及び全公法人の職員に対しても適用する。

(8) 本条の適用上、特許とは、使用者に付与され、かつ、ルクセンブルク大公国か又は1若しくは2以上の外国の何れかにおいて、効力を有する発明についての保護の権原を意味する。

(9) (1)から(8)までによって既に規定されていない場合は、本条を執行するための措置について、大公国規則をもって制定することができる。

#### 第14条 無資格者による特許出願

(1) 法定義務又は約定義務の何れかに違反して発明者又は承継人から得た発明について特許を受けようとした場合は、被害者は自己の特許取得権を主張することができる。

裁判所に対する申立については、登録簿に登録しなければならない、そのようにしなかった場合は不受理とされる。申立又は申立の放棄に関する確定判決もまた、登録しなければならない。

(2) 確定判決によって出願人以外の第12条(1)に掲げた者が特許を付与される資格がある旨宣告された場合において、当該特許が未付与であったときは、その者は、判決が確定して後3月以内に、次の通りにすることができる。

(a) その者自身の出願として当該出願人に代わり出願を続行すること

(b) 同一発明に係る新規出願を行うこと、又は

(c) 当該出願が拒絶の処分を受けるように請求すること

(3) 本条に基づく施行令については、大公国規則をもって、制定する。

## 第 15 条 特許権請求

- (1) 特許が第 12 条(1)に基づいてそれに資格のない者に対して付与された場合は、同条に基づいてそれに資格のある者は、他のすべての権利及び訴追権を損なうことなく、特許権者の資格について、移転を請求することができる。
- (2) ある者が特許の一部のみについて資格のある場合は、その者は、(1)の規定に基づいて、共有特許権者の資格での特許の移転を請求することができる。
- (3) (1)及び(2)に規定された権利については、特許付与に関する通知が官報に公告された日から 2 年以内に限り、裁判所において行使することができる。本規定については、特許権者が当該特許の付与又は取得の時点で自己が当該特許についての資格がないことを知っていた場合は、適用しない。
- (4) 裁判所に対する申立は、登録簿に登録されなければならない。申立に関する確定判決又は申立の放棄についてもまた、登録されなければならない。

## 第 16 条 特許権者変更の効力

- (1) 特許権者が第 15 条に基づく裁判所への申立に従って完全に変更された場合は、ライセンス、その他の権利は、有資格者の登録簿への登録時に消滅する。
- (2) 裁判所への申立の登録に先立って、
  - (a) 特許権者が当該発明を実施したか若しくはその目的で実際上のかつ相当な準備をした場合、又は
  - (b) ライセンスの所有者がルクセンブルク領土において発明を取得し、かつ、実施したか、若しくはその目的で実際上のかつ相当な準備をした場合は、その者は、登録簿に登録された新たな特許権者からの非排他的ライセンスを請求することを条件として、かかる実施を継続することができる。そのようにするため、その者は、(a)に規定した場合は判決から 2 月、(b)に規定した場合は判決の登録簿への登録から 4 月を与えられるものとする。ライセンスは、相応な条件で相応な期間について、許諾されなければならない。
- (3) (2)については、特許権者又はライセンスの所有者が実施の開始時又はその目的で行った準備の時点で悪意で行動した場合は、適用しない。

## 第 17 条 発明者の記載されるべき権利

発明者は、出願人又は特許権者又は庁に対して発明者として表示される権利を有する。発明者はまた、自己の身元の開示に反対することもできる。

## 第 IV 章 特許出願

### 第 I 節 特許出願の提出及び要件

#### 第 18 条 特許出願の提出

- (1) 特許の取得を希望する者は何人も，法律及び規則の規定を順守して，出願しなければならない。
- (2) 所要の構成部分は，庁に対して提出しなければならないが，同庁は，第 20 条及び第 28 条の規定を損なうことなく，その真正謄本に当該構成部分の受理日を示す捺印をした受領証を交付しなければならない。

#### 第 19 条 特許出願の要件

- (1) 特許出願には，次のものを含まなければならない。
  - (a) 特許願書
  - (b) 発明の明細書
  - (c) 1 又は 2 以上のクレーム
  - (d) クレームで言及した何らかの図面
  - (e) 要約書
- (2) 特許出願については，出願手数料及び公告手数料の納付を条件とする。これらの料金は，出願の遅くとも 1 月後には，納付しなければならない。
- (3) 出願はまた，法律及び規則の条件も満たさなければならないが，特に，次のものによって補充しなければならない。
  - (a) クレームがフランス語，ドイツ語，又はルクセンブルク語で起草されていない場合は，それらのフランス語又はドイツ語への翻訳文
  - (b) 該当する場合は，第 27 条に掲げた優先権宣言書
  - (c) 発明者の指定書
  - (d) 該当する場合は，第 17 条に従って発明者が自己の身元の開示に反対する旨の宣言書
  - (e) 出願人が発明者ではなく又は唯一の発明者でもない場合は，庁の請求に応じて，特許権の出所を記述した宣言書
  - (f) 該当する場合は，第 7 条(2)に掲げた宣言書及び証明書
  - (g) (2)に掲げた料金の納付証
- (4) 庁に対する手続の全期間を通じて，(3)(a)に掲げた構成部分の翻訳文は原文に適合するようにしなければならない。
- (5) 大公国規則では，(1)に掲げた構成部分がルクセンブルク語で起草されていない場合は，同大公国規則で規定されるべき期間内にフランス語又はドイツ語への翻訳文によって補充すべき旨，規定することができる。

#### 第 20 条 出願日

出願日は，次を記載した書類が出願人によって提出された日とする。

- (a) 特許を受けようとする表示
- (b) 出願人を特定する情報

(c) フランス語，ドイツ語，英語，又はルクセンブルク語で起草された明細書及び 1 又は 2 以上のクレーム

#### 第 21 条 発明の単一性

(1) 特許出願は，1 発明のみか又は単一の包括的発明概念を形成するように連結した一群の発明に関係しなければならない。

(2) (1)は，特に同一特許出願中に次のものを含めることを認めると解釈しなければならない。

(a) ある生産物についての独立したクレームの他に，当該生産物の製造のため特別に設計された方法についての独立したクレーム

(b) ある方法についての独立したクレームの他に，当該方法の実施のため特別に設計された器具又は装置についての独立したクレーム，又は

(c) ある生産物についての独立したクレームの他に，当該生産物の製造のため特別に設計された方法についての独立したクレーム及び当該方法の実施のため特別に設計された器具若しくは装置についての独立したクレーム

#### 第 22 条 発明の開示

(1) 特許出願では，発明についてそれが技術の熟練者によって実施できる程度に明確かつ十分な方法で開示しなければならない。

(2) 発明が公衆の利用可能でない微生物の使用に関係する場合は，明細書については，当該微生物の培養試料が省の規則で委任された機関に寄託されない限り，発明を満足に開示したものとはみなさない。

#### 第 23 条 クレーム

クレームでは，保護を受けようとする事項を定義しなければならない。それらは，明確かつ簡潔であると共に明細書によって裏付けられなければならない。

#### 第 24 条 図面

図面については，発明を理解するため必要な場合は，提出しなければならない。

#### 第 25 条 要約書

要約書は，技術情報としての使用に役立つに過ぎないものとする。それについては，その他の目的のため，特に受けようとする保護の範囲の解釈又は第 6 条(3)の適用の何れの目的でも，参酌することができないものとする。

### 第 11 節 優先権

#### 第 26 条 優先権

(1) ルクセンブルク大公国を含むパリ条約又は WTO 設立協定の締約国において又はそれら締約国について，特許出願，実用新案登録，実用証，又は発明証を正規に出願した者若しくはその者の承継人は，第 1 国出願の出願日から 12 月の期間中は，同一発明に係る特許出願の目的で，優先権を享受する。

(2) その国で制定された国内法に基づくか又はルクセンブルク大公国と締結の 2 国間又は多国間相互協定に基づく正規出願と同等な各出願については、優先権を発生させると認める。

(3) 正規出願とは、出願が提出された日を確定するのに十分な出願、特に、かかる提出による関係出願の結果如何に拘らず、第 20 条の条件を満たす出願を意味する。

(4) 先の第 1 国出願と同一対象についての後の出願であって、ルクセンブルク大公国を含む同一国において又は同一国について出願されたものは、優先権決定の目的では、第 1 国出願として認められるものとする。ただし、当該後の出願日現在、当該先の出願が公衆の閲覧に供せられないで、かつ、如何なる権利も存続させないで、取り下げられ、放棄され、又は拒絶の処分を受けたこと、及び優先権主張の根拠として役立っていないことを条件とする。当該先の出願については、その後に優先権主張の基礎として役立てることができない。

(5) 2 つの特許が夫々同一出願日又は優先日を有する同一発明について同一発明者又はその者の承継人に対して付与された場合は、先の出願から生じた特許については、優先権を主張した出願から生じた特許が付与された日から失効する。消滅した特許については、存続特許が無効の処分を受けた場合又はそれが消滅させられた場合でも、回復しないものとする。

## 第 27 条 優先権主張

(1) 先の出願の優先権を主張しようとする希望する特許出願人は、大公国規則によって規定されるべき条件及び期限に従って、宣言書及び当該先の出願の写を提出しなければならない。

(2) 複合優先権については、それらが異なる諸国において発生した事実があっても、特許出願に係り主張することができる。該当する場合は、複合優先権は、如何なる 1 クレームについても主張することができる。

複合優先権が主張される場合は、優先日から起算の期間については、最先の優先日から起算しなければならない。

(3) 特許出願に係り 1 又は 2 以上の優先権が主張される場合は、優先権は、特許出願の構成部分であって当該優先権の主張に係る 1 又は 2 以上の出願に含まれるもののみを包含しなければならない。

(4) 優先権の主張に係る発明の一定の構成部分が先の出願に記述されたクレーム中に掲載されていない場合においても、先の出願の出願書類が全体としてかかる構成部分を明確に開示しているときは、優先権を付与することができる。

## 第 28 条 優先権の効果

優先権は、第 6 条(2)及び(3)並びに第 12 条(2)の適用上、優先日を出願日であるものとみなす効果を有する。

## 第 III 節 出願の登録及び補正

### 第 29 条 出願の登録

出願が出願日と認定するための要件を満たす場合は、庁は、その登録を行い、出願証を作成する。出願がそれらの要件を満たさない場合は、庁は、当該出願を不受理と宣言し、出願人に対してその旨通知しなければならない。

### 第 30 条 出願の補正 - 制裁

- (1) 出願日が出願と一致したが出願が他の法律及び規則の規定に適合しない場合は、出願の所有者は、自己がかかる補正を実施する意思を既に書面で表明していない限り、出願を補正するように遅滞なく庁によって指令される。
- (2) 庁による補正通知を送付又は受理しなかったことは、法律によって規定された期間内に補正する必要性を除外するものではなく、また出願人によって裁判所に対して又は庁について何れにも援用することができない。
- (3) 各補正手続については、料金の納付を必要とする。
- (4) 第 19 条(3)(a)及び(g)に掲げた構成部分が特許出願日から 1 月以内に庁に提出されなかった場合は、出願については、取り下げられたものとみなす。
- (5) 優先権の主張に関する要件を第 27 条に掲げた規則に規定された期限内に順守しなかったことは、当該出願に対する当該権利の喪失になるものとする。
- (6) 発明者の指定の欠落が出願日後又は優先権の主張の場合は優先日後 16 月以内に、補充されなかった場合は、出願については、取り下げられたものとみなす。
- (7) 出願が図面に言及しており、それらの図面が出願日に提出されなかった場合は、出願日については、出願人の行使する選択に従って、当該図面が提出された日又は出願添付の図面に対する言及が抹消された日の何れかとする。
- (8) 法律によって所定の期限内又は出願日から 4 月以内に、出願を裏付ける所要の構成部分を提出できなかった他のすべての場合は、出願については、庁の提議に基づく大臣命令によって拒絶処分を受けるものとする。

### 第 31 条 分割出願

- (1) 特許出願人は、自己の出願について、自己又は調査報告書の作成に責任のある機関が当該特許出願が第 21 条に掲げた発明の単一性の要件を満たさないと主張する場合は、1 又は 2 以上の分割出願を行うこと、及び対応する方法で最初の出願によって付与された保護を限定することによって、自己の発意で、かつ、不可逆的に分割する権利を有するものとする。この権利は、調査報告書の作成請求書の提出から始まり当該調査報告書の特許出願人への送達までの期間中は、停止させられる。最初の出願によって付与された保護については、1 若しくは 2 以上のクレーム、明細書中の文章若しくは図面中の図形を抹消することによって、又は例外的にクレーム、明細書、若しくは図面を第 37 条に従って補正することによって、制限される。第 21 条に掲げた発明の単一性の要件が満たされない特許が付与された場合において、他の当事者の請求に応じて、裁判所によって当該欠陥が裁定されたときは、特許権者は、1 又は 2 以上の分割出願を行わなければならない、そうしなかった場合は、その者は、当該特許の主対象に直接関係しない権利を最終的に失うものとする。他の当事者の請求に応じて裁判所による裁定があった場合を除き、分割出願は、第 37 条(1)(b)に掲げた行為の完了後 4 月満了後には、もはや提出することができない。裁判所による裁定の場合は、分割出願又は複数の分割出願については、上訴手段の消尽から 4 月の満了に先立って、提出しなければならない。
- (2) 分割出願については、提出された最初の出願を超えない構成部分についてのみ、出願することができる。本規定が順守される限りにおいて、分割出願は、最初の出願日、及び該当

する場合は、優先日を享受する。

(3) 分割出願には、特許出願に要する手数料の納付、及び最初の出願日以来納付を要することになっている年金を理由とする滞納料金の納付を条件とする。適用される料金については、分割出願時に施行されている料金とする。

(4) 各分割出願については、調査報告書の作成請求を行わなければならない。当該請求書は、最初の出願日から7年以内に提出しなければならない。ただし、分割出願が当該期間後になされる場合は、当該請求書については、分割出願と同日に提出しなければならないが、そうしない場合は、分割出願は、受理されない。

### 第32条 出願の取下

(1) 特許出願人は、何時でも自己の出願を取り下げることができる。取下は、出願人によって庁に対して書面で宣言されなければならないが、登録簿に登録されて後初めて効果を生じるものとする。取下通知は、官報の行政経済欄に公告されなければならない。

(2) 第26条(3)に拘らず、取下は特許出願から発生の権利の喪失を意味する。

(3) 取下は、登録簿に登録された産業財産を享受している者又は第14条(1)に基づいて登録が行われた名義人の同意のある場合に限り、登録するものとする。ライセンスが登録簿に登録されている場合は、取下は、出願人が自己の取下の意思を事前に実施権者に対して通告した旨立証した場合に限り、登録されるものとする。

## 第IV節 出願、特許付与の実施

### 第33条 公衆の閲覧

(1) 特許出願のファイルは、出願日から、又は優先権が主張された場合は優先日から18月の満了時に、職権によって公衆の閲覧に供せられる。

ただし、特許出願のファイルは、出願人の請求に応じ、かかる期限の満了前にも公開されるものとする。かかる請求は、特許出願から2月満了前に提出された場合、それが関係行政手数料の納付の証拠が添付されていない場合、又は当該特許出願が第30条の履行上何らかの理由で補正中である場合は、受理されない。

(2) 発明者が第17条に基づいて自己の身元の開示に反対の場合は、関係宣言書及び発明者の指定書については、引き続き公衆の閲覧には供さない。

(3) 特許出願ファイルであって、所定期限の満了時又はそれらの規定に掲げた請求の提出時に不受理と宣言され、取り下げたものとみなされ、大臣命令によって拒絶と宣言され、又は登録簿に登録された取下宣言の対象となったものについては、(1)に従う公衆の閲覧には供さないものとする。これについては、1967年7月8日法に基づいて秘密保持が適用された特許出願に対しても、当該秘密保持が解禁されるまでは、適用する。

(4) 特許出願の公衆の閲覧への公開については、登録簿に登録され、かつ、官報の行政経済欄に公告される。

### 第34条 第三者による所見

(1) 特許出願のファイルが公衆の閲覧に供せられた日から特許の付与日までに、如何なる第三者も特許出願の対象である発明の特許性に関して、庁に対して所見を提出することができ

る。

(2) 当該所見は、出願人に対して送達されるものとし、出願人は、同所見の送達から 4 月以内に、それに関して答弁することができる。出願人の答弁書については、当該他当事者に対して送達しなければならない。

### 第 35 条 文献調査

(1) 特許出願人は、自己の出願の出願日から 7 年以内に、又は第 31 条に規定の条件に基づいて、次の何れかを提出しなければならないが、そうしなかった場合は、その者の出願については、拒絶されたものとみなす。

(a) 大公国令によって指定された機関による調査報告書の作成請求書、又は

(b) かかる報告書が、1 若しくは 2 以上の特許若しくは類似の産業財産への出願に基づく場合において、当該出願が、

(i) 当該ルクセンブルク特許の出願における優先権主張の基礎になっているか、又は

(ii) 当該ルクセンブルク特許の出願と同じ優先権を主張しているか、又は

(iii) ルクセンブルク特許の出願の優先権を主張するときは、

大公国令によって指定された機関による 1 若しくは 2 以上の調査報告書の何れかであり、添付された外国出願若しくは広域出願の場合はかかる特許出願若しくは類似の産業財産証の認証謄本、及び大公国規則によって所定の場合はかかる出願の翻訳文

(c) 又は、かかる報告書が当該調査の対象であるルクセンブルク特許の出願内容に直接基づく場合は、大公国令によって指定された機関によって作成された調査報告書

(2) (1)(a)に掲げた調査報告書については、クレームの最終版に基づいて、明細書、及び該当する場合はそれに付属の図面を参酌して作成しなければならない。それは、特許の対象である発明の新規性及び進歩性を査定するため参酌することがある先行技術の構成部分を列記しなければならない。

(3) (1)に掲げた調査報告書については、フランス語、ドイツ語、又は英語のものが採用されるものとし、又はそれら 3 言語の 1 への翻訳文を添付しなければならない。

(4) 出願人は、当該出願が第 36 条に基づく他当事者の参加対象になった場合は、上記に掲げた構成部分の提出については、免除される。

(5) 調査報告書の作成請求書は、それが本法の要件を満たさない限り、又は第 30 条に基づいて何らかの理由で補正中である場合は、調査手数料の納付証を添付しない限りは、受理されない。

(6) 当該機関は、クレームの主対象に係る特許出願の部分及び所要の追加調査手数料が所定の期限内に納付済の特許出願の部分について、調査報告書を作成しなければならない。追加調査手数料が所定の期限内に未納付の特許出願の部分については、それらが第 31 条に基づく分割出願の対象でない限り、取り下げられたものとみなす。調査報告書の作成請求書は、特許出願人から提出される(1)(b)又は(c)に掲げた構成部分に言及しなければならないが、かつ、このように記載された構成部分が言及する特許出願の部分を特定しなければならない。

### 第 36 条 他当事者によって提出の調査請求

(1) 特許出願に関するファイルが公衆の閲覧に供せられた日から、出願日から 7 年の期間の満了時まで、他当事者は、出願人が第 35 条を順守しなかった場合は、大公国規則によって

規定される条件下で、同条の趣旨内での調査報告書の作成について、請求書を提出する資格があるものとする。

(2) (1)に基づく他当事者の措置については、特許出願人に対して通報しなければならず、出願人はこのようにして作成された調査報告書の写を受領し、かつ、同出願人のみが第 37 条によって付与された権限を引き続き行使する資格があるものとする。

### **第 37 条 クレーム、明細書、及び図面の補正**

(1) 出願人は、次の場合は、クレーム、明細書、及び図面について、補正を行う資格があるものとする。

(a) 調査報告書の作成請求書の提出まで、又は庁による第 35 条(1)(b)又は(c)に掲げた構成部分の受理までの場合

(b) 庁による第 35 条(1)(b)又は(c)に掲げた構成部分の受理の後、又は第 35 条若しくは第 36 条に従ってその者自身又は他当事者によって請求された調査報告書の特許出願人に対する送達の場合

(c) 分割出願の出願の場合

(2) 特許出願については、それが提出時の出願の内容を超える対象を含ませるような方法では、補正することができない。

(3) 本条によって付与された補正を行う権利には、発明の名称及び要約書を適応させる権利並びに簡単な注記を提出する権利を含むものとする。

(4) (1)(b)又は(c)に掲げた場合は、補正する権利は、それに掲げた行為から 4 月以内に行使しなければならない。

(5) 各補正については、料金の納付を要する。

(6) (4)に従って付与された期限は、如何なる場合でも、(1)(b)に掲げた行為の完了から 4 月の満了を超えては延長することができない。

### **第 38 条 防衛に関する発明についての調査**

(1) 1967 年 7 月 8 日法に従って秘密保持とされた特許出願に関して、秘密保持の解禁が出願日後 6 年を超えて行われた場合は、第 35 条に掲げた義務については、秘密保持解禁から 12 月以内に履行しなければならない。

(2) 第 36 条に規定の他当事者による参加の権利については、(1)に規定の期間内に、行使しなければならない。これには、第 34 条及び第 37 条を適用する。

### **第 39 条 調査報告書に関する補正**

(1) 調査報告書の作成請求について、大公国令によって指定された機関内で一定の技術分野における調査活動の一時的停止によって遂行できなくなり、かつ、かかる場合に当該機関が当該調査を実施しない旨決定した場合は、庁は、特許付与の目的での調査報告書を差し替えるべき機関に関する関係決定について、出願人に対して伝達しなければならない。

(2) 調査報告書の作成担当の機関が、

(a) 明細書、クレーム、若しくは図面が有意義な調査を一切実施できない程度に所定条件を満たしていない旨、又は

(b) 関係特許出願が、発明の概念に対応していないか、若しくは特許性のある事項を構成し

ていないか、若しくはそれに関して他の理由から調査を実施する必要がない、対象に関係している旨、

を認めた上、調査報告書を作成しない旨宣言した場合は、庁は、出願人に対して関係宣言を伝達し、出願人に対して第 37 条に従って特許出願の欠陥構成部分を補充するための 4 月の期間を与え、かつ、調査報告書の作成請求を更新しなければならない。

当該機関が、調査報告書の作成請求の更新後、初回に補充した通りでは、なお特許出願に関するその結論を変更することができないと認める場合は、出願人は、特許の即時付与を請求する申立書を自己の申立についての簡単な弁明書と共に提出することができる。

当該申立書については、(1)に基づいて庁によって与えられた新期限の満了に先立って提出された場合に限り、受理されるものとする。ただし、この新期限が大公国規則によって規定された期限の満了より後で、又はそれができない場合は第 35 条(1)に掲げた期限の満了より後で、満了することを条件とする。

(2)に掲げた場合において、庁は、大臣に対して特許を付与すべきでない旨その理由を上げて提議することができる。本項の規定を執行する条件については、認定基準と共に、大公国規則をもって規定する。

(3) 同じ結論について第 35 条(1)(b)又は(c)に掲げた構成部分から生じた場合は、庁は、夫々(1)及び(2)の規定に従って、行動する。

(4) 庁が第 35 条(1)(a)に掲げた調査報告書の作成請求書が大公国規則の要件を満たさない旨確認した場合は、同庁は、当該請求人に対してそれらの要件を満たすため 4 月の期間を与える。

庁が第 35 条(1)(b)又は(d)に基づいて提出された構成部分が本法又はその規則の要件を満たさないことを確認した場合は、同庁は、特許出願人に対してその旨通知し、かつ、前記構成部分を補正するために、又は第 35 条(1)(a)に掲げた調査報告書の作成請求をするために、その者に対して 4 月の期間を与える。

(5) 前記の項に基づいて庁によって与えられた期間については、第 35 条(1)に規定の期限の満了を超えることができる。特許出願人が当該与えられた期限内に庁による指令を順守しない場合は、特許の付与については、大臣命令によって拒絶の処分を受けるものとする。ただし、庁によって与えられた期限の満了日に第 35 条(1)に基づく期限が未だ満了していない場合は、調査報告書の作成請求書及び第 35 条(1)(b)又は(c)に掲げた構成部分のみが夫々拒絶されるものとする。該当する場合は、調査手数料については、還付に要する費用を減額の上、還付しなければならない。

#### **第 40 条 原状回復**

(1) 状況が必要とする相応な注意をすべて払ったにも拘らず庁に対して期限を順守できなかった特許出願人又は特許権者は、当該不順守が、法律により、特許出願若しくは請求の拒絶、特許出願のみなし取下、又は当該特許の取消、又は他の救済の権利若しくは手段の喪失を引き起こした直接の結果である場合は、申請によって、その者の権利を回復させるものとする。

(2) 当該申請は、期限の不順守の理由がなくなってから 2 月以内に書面によって提出しなければならない。懈怠した行為は、この期間内に実行しなければならない。当該申請書は、不順守期限の満了の翌年中に限り、受理される。

(3) 申請書には、それが基礎としている事由を記述し、それが依存する事実を説明しなけれ

ばならない。それは、大公国令によって規定の権利の回復手数料が納付されるまで、提出されたものとはみなされない。

(4) 申請についての決定は、大臣命令によって行われ、その通知は登録簿に記載され、かつ、官報の行政経済欄に公告されるものとする。

(5) 本条の規定は、(2)及び第19条(2)に掲げた期限に対して、又は第14条(2)に従った新規出願、第26条(1)に基づく同一発明についての先願の優先権を主張する特許出願、若しくは第31条に基づく分割出願について与えられた期限に対しては、適用せず、またかかる出願に関する料金の納付について与えられた期限に対しても、適用しない。

(6) 公衆の閲覧に供せられた特許出願又は付与された特許の対象である発明については、(1)に掲げた権利の喪失と当該権利の回復との間の期間中に、善意でそれを実施し又はその実施に対する実際上のかつ相当な準備をした者は何人も、その者の事業継続中又はその必要のために、かかる実施を無償で継続することができる。

#### **第41条 特許の付与**

(1) 発明についての特許を構成する権原は、大臣命令の方式で付与される。

(2) かかる命令は、特許の付与について規定された手続の完了時、又は該当する場合は、第37条に従って特許出願人に与えられた参加期間の満了時に、発せられるものとする。ただし、納付を要する年金がかかる日付に有効に納付済であること、又は該当する場合はその時点で適用されている猶予期間の満了日には納付済の見込であることを条件とする。

(3) 上記手続の完了日又は参加についての上記期限の満了日に、納付を要する年金が猶予期間の満了を見越してもはや有効に納付できないことが確認された場合は、当該出願については、取り下げられたものとみなし、かつ、当該特許は付与されない。

(4) 特許の付与については、発明の特許性に関する事前審査がなく、また明細書の正確性に関する保証なしで、かつ、出願人の責任において、行われるものとする。

#### **第42条 特許付与の登録及び公告**

特許の付与については、登録簿に登録され、かつ、官報で公告されなければならない。

## 第 V 章 特許出願及び特許から発生の権利義務

### 第 43 条 存続期間

- (1) 第 49 条の規定に従うことを条件として、第 3 条に掲げた排他的権利は、特許の付与日から発効する。
- (2) 特許によって付与された権利は、出願日から 20 年後に消滅する。

### 第 44 条 保護の範囲

- (1) 特許又は特許出願によって付与された保護の範囲については、クレームの用語によって決定する。それにも拘らず、明細書及び図面は、クレームを解釈するために、使用されるものとする。
- (2) 特許付与までの期間について、特許出願によって付与された保護の範囲は、第 33 条(1)に従ってファイルが公衆の閲覧に供せられる日に先立つ最新の出願対象であるクレームによって決定される。ただし、付与対象又は出願の手段中に補正対象となった特許は、特許出願によって付与された保護について、それによってかかる保護が拡張されない限度内で、遡及して決定する。
- (3) 特許の対象が方法である場合は、当該特許によって付与の権利については、かかる方法によって得られた生産物に及ぶ。

### 第 45 条 発明の直接実施の禁止

特許は、特許権者の同意がある場合を除き、次の行為を何人がすることも禁止する権利を付与する。

- (a) 特許の対象である生産物を製造し、提供し、上市し、若しくは使用し、又はかかる目的のために生産物を輸入し若しくは保管する行為
- (b) 特許の対象である方法を使用する行為、又は当該方法の使用が特許権者の同意なしには禁止されていることに関して第三者が知っており若しくは状況から明白な場合は、ルクセンブルク領土における使用のため当該方法を提供する行為
- (c) 特許の対象である方法によって直接得られた生産物を提供し、上市し、若しくは使用し、又はかかる目的のために生産物を輸入し若しくは保管する行為

### 第 46 条 発明の間接実施の禁止

- (1) 特許はまた、特許権者の同意がある場合を除き、ルクセンブルク領土において特許対象の発明を実施する資格のあるもの以外の者に対して、その不可欠な構成部分に関する発明を当該領土において実施する手段を供給し又は供給のために提供することについて、かかる手段が当該発明を実施するのに適し、かつ、実施を意図していることに関して第三者が知っており又は状況から明白な場合は、第三者がすることを禁止する権利も付与する。
- (2) (1)の規定については、実施手段が主要商品である場合は適用しない。ただし、第三者が被供給者に対して第 45 条によって禁止されている行為をするように教唆した場合は、この限りでない。
- (3) 第 47 条(a)から(c)までに掲げた行為を実行した者については、(1)の趣旨での発明を実施する資格のある者とはみなさない。

## 第 47 条 特許の効力の制限

特許によって付与された権利は、次のものには及ばない。

- (a) 私的及び非商業的目的でなされた行為
- (b) 特許の対象である発明の対象に係る実験目的でなされた行為
- (c) 医薬処方に従って医薬の個別の場合での薬局における即座の調剤，及びそのように調合された医薬に関する行為
- (d) ルクセンブルク以外の産業財産の保護に関するパリ条約締約国の船舶がルクセンブルク領水に一時的又は偶発的に入った場合に，その船舶の船体，又は機械，船具，装備，その他の付属物に関する特許を受けた発明対象物をその船舶内で専らその船舶の必要のために使用する行為
- (e) ルクセンブルク以外の産業財産の保護に関するパリ条約締約国の航空機又は車両がルクセンブルク領土に一時的又は偶発的に入った場合に，それら航空機若しくは車両又はそれらの付属物の構造又は機能に関する特許を受けた発明対象物を使用する行為
- (f) 1944 年 12 月 7 日国際民間航空条約第 27 条に掲げた行為であって，かかる行為が同条の規定が適用されるルクセンブルク以外の国所属の航空機に係る場合のもの

## 第 48 条 特許によって付与された権利の消尽

- (1) 特許権は，特許権者により又はその者の明確な同意を得て欧州経済共同体加盟国の 1 国においてかかる生産物が上市されて後にルクセンブルク領土においてなされた行為であって，当該特許によって包含された生産物に関する行為に対しては，及ばない。ただし，共同体法の規則に従えば，特許権によって付与された権利がかかる行為に及ぶ理由が存在する場合は，この限りでない。
- (2) (1) はまた，同一発明について共同体加盟国において付与された国内特許権者であって，(1) に掲げた特許権者と経済的に連携する者によって上市された生産物に関しても，適用する。本項の適用上，2 人について，それら中の 1 人が他者に対して，当該特許の実施に関して決定的影響力を間接若しくは直接に行使することができる場合，又は第三者がかかる影響力をかける 2 人の各人に対して行使することができる場合は，両名については，経済的に連携しているものとみなす。
- (3) (1) 及び(2) は，生産物が強制ライセンス又は裁定ライセンスに基づいて上市された場合は，適用しない。

## 第 49 条 付与前の期間について特許により与えられる権利

- (1) 状況に応じて決定されるべき合理的な補償金については，特許出願のファイルが第 33 条(1)に従って公衆の閲覧に供せられた日，又は通知の日付が前記の日より先の場合は，特許出願の庁による認証謄本がかかる第三者に対して通知された日と，特許の付与日との間の期間中に，かかる日付の後であれば特許を理由として禁止された筈の方法で当該発明を実施した当該第三者に対して，これを請求することができる。
- (2) 特許出願の対象である発明が微生物の使用に係る場合は，(1) に掲げた権利については，培養試料が省規則によって規定された条件に基づいて公衆の利用可能になった日に始まる期間についてのみ，行使することができる。
- (3) (1) に掲げた権利については，特許出願の対象である発明の第三者による実施終了から 3

年後に、又はかかる終了が特許の付与日の前に発生した場合は当該付与日から 3 年後に、時効になる。

#### **第 50 条 先使用又は私的所有から発生の権利**

(1) 特許出願の出願日又は優先日にルクセンブルクにおいてかかる出願の結果として付与された特許の対象である発明についての正当な先使用权、又はかかる発明に対して私的所有権を、善意で有した者は何人も、当該特許の存在にも拘らず、私的实施のため当該発明を実施する資格があるものとする。

(2) 特許権については、生産物が(1)に掲げた権利を享受する者によってルクセンブルク大公国において一旦上市された場合は、ルクセンブルク領土において実施された特許によって包含された生産物と関係する行為には及ばない。

(3) 本条によって付与された権利は、それが属する業務、事業、又は事業の一部と共にする場合に限り、移転することができるものとする。

#### **第 51 条 特許無効の効力**

(1) 特許出願については、それから生じた特許と共に、当該特許が全部又は一部無効にされたか否かに応じて、本章において規定された効力が最初からなかったものとみなす。

(2) 特許権者側の過失若しくは悪意の結果としての損害賠償訴訟に関するか又は不当利得に関する原則の適用にも拘らず、特許の無効の遡及効果については、次のものには及ばない。

(a) 無効決定前に執行された侵害に関する確定判決

(b) 当該判決前に締結された契約であって、かかる判決前に履行された限度における契約。ただし、当該契約に基づいて支払われた金額の返還については、状況が許す限度において、衡平法上の理由から請求することができる。

## 第VI章 所有権対象としての特許出願又は特許

### 第52条 共有

(1) 特許出願又は特許の共有については、次の規定に準拠する。

(a) 各共有者は、自ら発明を実施しないか又はライセンスを許諾しない他の共有者に対して公平な補償をすることを条件として、自己の利得のために発明を実施することができる。かかる補償金について、友好的に合意できない場合は、裁判所によって決定されるものとする。

(b) 各共有者は、専ら自己の利得のために侵害訴訟を提起することができる。侵害訴訟を提起した共有者は、提起した訴訟について他の共有者に対して通知しなければならない。

判決については、かかる通知が行われるまで繰り延べるものとする。

(c) 各共有者は、自ら発明を実施しないか又はライセンスを許諾しない他の共有者に対して公平な補償をすることを条件として、自己の利得のために非排他的ライセンスを第三者に対して許諾することができる。かかる補償金について、友好的に合意できない場合は、裁判所によって決定されるものとする。

ただし、ライセンス許諾契約書草案については、特定価格での持分移転に関する申込書を添付した上、他の共有者に通知しなければならない。

かかる通知から3月以内に他の任意の共有者は、その者がライセンス許諾を希望する共有者の持分を取得する条件で、当該ライセンス許諾に対して異議を申し立てることができる。

当該価格については、上記文節に規定された期限内に合意できない場合は、裁判所によって決定されるものとする。当事者は、判決通知から又は上訴の場合は確定判決の通知から1月の猶予期間中に当初の共有持分の売却又は購入を断念することができる。ただし、支払を要することがある損害賠償金の請求権を損わないものとする。費用については、断念した当事者が負担しなければならない。

(d) 排他的ライセンスについては、全共有者の同意をもって又は裁判所の許可を有する1共有者によってのみ、許諾することができる。

(e) 各共有者は、自己の持分を何時でも移転させることができる。共有者は、移転申出の通知から3月の期間中は、先買権を享有する。価格について、合意できない場合は、裁判所によって決定されるものとする。当事者は、判決の通知又は上訴の場合は確定判決の通知から1月の猶予期間中に、当初の共有持分の売却又は購入を断念することができる。ただし、支払を要することがある損害賠償金の請求権を損わないものとする。費用については、断念した当事者が負担しなければならない。

(2) 民法第815条以下、第1873条(a-1)以下の各条、及び第883条以下については、特許出願又は特許の共有に対しては、適用しないものとする。

(3) 特許出願又は特許の共有者は、自己の持分を他の共有者の利益のために放棄する旨当該他の共有者及び庁に対して通知することができる。かかる通知及び当該放棄の登録簿への登録の日から、かかる共有者は、他の共有者に対する義務をすべて解除されるものとする。後者は、それらの者の共有権に比例して、それらの者の間で当該放棄持分を配分しなければならない。

(4) これについて、反対の規定がない場合は、本条の規定を適用する。共有者は、共有契約によって何時でも共有から離脱することができる。

### 第 53 条 権利の移転及び構成

(1) 特許出願及び特許については、全部か一部かを問わず、移転させ、物権若しくは対人権を設定させ、かつ、強制執行の対象とすることができる。

(2) 第 16 条に掲げた場合に拘らず、(1)に掲げた何らかの事件又は行為は、かかる行為日前に第三者によって取得された権利を損なわない。

(3) 特許出願又は特許から生じた権利を移転し又はそれらに影響するすべての事件又は行為については、それらが登録簿に登録された場合に限り、庁及び第三者に対して援用できる。ただし、当該事件又は行為の日の後に権利を取得したが当該権利の取得前にそれについての知識を有した第三者に対しては、その登録前でも、一定の事件又は行為について、援用することができる。

庁に対する届出には、次のものを添付しなければならない。

(a) (1)に掲げた事件又は行為の完了を立証する証拠書類又は認証謄本

(b) かかる事件又は行為の登録及び公告についての行政手数料の納付証

(4) 特許出願において第三者によって取得された権利については、かかる出願の結果として付与された特許に関して、それらの効力を維持する。

### 第 54 条 生存者間の譲渡

特許出願又は特許に係る生存者間の譲渡については、それが判決の結果でない限り、書面で行わなければならない、そうしなかった場合は、無効とする。

### 第 55 条 契約上のライセンス

(1) 特許出願又は特許は、領土の全部又は一部に関して、ライセンスについての全部か一部かを問わず対象とすることができる。ライセンスは、当事者の合意に従って、排他的ライセンス又は非排他的ライセンスとすることができ、また全部又は一部について、移転又はサブライセンス許諾を条件とすることができる。当事者の合意については、それが判決の結果でない限り、書面にしなければならない、そうしなかった場合は無効とする。

(2) 特許出願又は特許によって付与される権利は、(1)に従って規定されたライセンスの何らかの限度を超える実施権者に対して、援用することができる。

### 第 56 条 実施許諾用意

(1) 第 35 条の要件を満たす特許出願人又は特許権者が、その者が利害関係人に適当なロイヤルティの支払と引換に発明を実施権者として実施することを許諾する用意がある旨の宣言書を庁に対して提出した場合は、当該宣言書の受理後に納付を要する特許出願又は特許を維持するための年金については、大公国規則によって規定された程度まで減額されるものとする。第 14 条及び第 15 条に掲げた裁判所に対する申立の後に特許権所有の完全変更が発生した場合は、当該宣言については、有資格者の名称の登録簿への登録日に取り下げられたものとみなす。

(2) 当該宣言は、特許出願人又は特許権者が発明を実施する意思について通報されていなかったことを条件として、何時でも庁に対する書面の送達によって取り下げることができる。かかる取下は、提出時に発効するものとする。当該年金の減額分については、取下から 1 月以内に納付しなければならない。

この場合は、第 67 条(2)が適用され、6 月の期間については、上記に規定された期限満了時から起算する。

(3) 当該宣言書については、排他的ライセンスが登録簿に登録されている場合、又はかかるライセンスの登録請求書が庁に対して提出されている場合は、提出することができない。

(4) かかる宣言の結果として、何人も実施権者として発明を実施する資格が与えられる。ライセンスは、非排他的ライセンスのみとすることができる。本項の規定に基づいて取得されたライセンスについては、契約上のライセンスと同等に扱うものとする。

(5) 適当なロイヤルティについて、当事者間で合意できない場合は、裁判所によって決定されるものとし、裁判所は、その額が外見上明らかに不十分と認められる事実が発生したか又は知られるに至った場合は、当事者の 1 人の請求に応じて、当該額を修正することができる。実施権者は、何時でも自己のライセンスを放棄できる。

(6) 排他的ライセンスの登録簿への登録請求については、(1)に掲げた宣言が行われた場合は、不受理とする。ただし、当該宣言が取り下げられ又は取り下げたものとみなされた場合は、この限りでない。

## 第 57 条 質権

(1) 特許出願又は特許についての質権設定は、無形動産の質権設定に適用される規定に準拠する。それは、書面で規定しなければならず、そうしなかった場合は、無効とする。それは、登録簿に登録時には、第三者に対して援用することができ、それによって所有者からの占有離脱を行う。

(2) 質権設定は、特許出願人若しくは特許権者又は承継人による、特に質権設定前に許諾されたライセンスの受益者による発明の実施を妨げない。

(3) 質権の登録は、債権者の同意なしに行われた譲渡又は再質入を無効にする効果を有する。

(4) 質権の売却については、第 58 条に規定された条件に従う。

(5) 納付を要する滞納料金を特許出願人又は特許権者に代わって納付した債権者は、当該特許出願人又は特許権者から当該料金額を回収する資格があるものとする。かかる債権については、民法第 2073 条に基づく先取特権によって保護されるものとする。

(6) 1967 年 7 月 8 日法に掲げた特許出願又は特許に対する質権設定については、同法第 8 条に基づいて適用される禁止の解除後に初めて受理され、違反すれば無効とする。

## 第 58 条 差押

(1) 特許出願又は特許に係る差押については、差押執行に適用の手續に基づく差押令状を所持する債権者の請求に応じて、行うものとする。

(2) 差押令状については、特許出願人若しくは特許権者、及び庁に対して通知しなければならず、特許庁長官又はその代理は、当該正本に署名し、直ちに職権を以て無償で差押の登録簿への登録手続を取らなければならない。

(3) 管理人の選定は、必要ないものとする。売却に対する異議申立及び売却売上額に対する異議申立については、差押人に通知の上、差押について告訴しなければならず、また庁にも通知し、同庁は直ちに職権を以て無償で当該通知を登録簿へ登録しなければならない。

(4) 売却については、ルクセンブルクにおいて発行の新聞 2 紙に連続 2 回公示して後、治安判事の監督の下に行う。

(5) 特許出願又は特許から生じた権利に関しかかる権利の取得者による行使については、登録簿への強制売却としての登録を条件とする。

## 第 VII 章 強制ライセンス及び裁定ライセンス

### 第 59 条 強制ライセンス

(1) 特許の付与から 3 年，又は特許の出願日から 4 年の期間の満了時の何れか遅く満了する期間を参酌し，かつ，下記の各条に規定の条件に従って，公法人又は私法人は，特許に基づく強制ライセンスの許諾を受けることができる。ただし，かかるライセンスを申請した時点で，かつ，正当な理由がなく，特許権者又はその者の承継人の何れかが次の通りにしていた場合は，この限りでない。

(a) 大公国又は WTO 設立協定の他の締約国の領土において特許の対象である発明を実施し始めたか又は実施のために実際上の準備を行っていた。

(b) 特許の対象である発明をルクセンブルク市場の需要を十分満たす方法で実施していた。

(2) 同じ規定を，大公国又は WTO 設立協定の他の締約国における実施が 3 年を超えて中断した場合にも，適用する。

### 第 60 条 強制ライセンスの取得手続及び条件

(1) 強制ライセンスの請求は，裁判所に対して行わなければならない。それには，請求人が特許権者からライセンスを取得できなかった旨及びその者が効果的で真剣な方法で当該発明を実施できる旨の証拠書類を添付しなければならない。

(2) 強制ライセンスについては，非排他的ライセンスに限り許諾することができる。それについては，特にその存続期間，その利用分野，及びその対価として支払われるべきロイヤルティの額について取り決めた条件で，許諾しなければならない。それらの条件は，特許権者又は実施権者の請求に基づく判決によって，修正することができる。

(3) 強制ライセンスについては，主としてルクセンブルク市場への供給のために許諾する。ロイヤルティの額を決定するに当たっては，裁判所はライセンスの経済的価値について，参酌しなければならない。

(4) 上記規定に従って与えられた判決については，係争対象の価値の多寡に拘らず，上訴することができる。

### 第 61 条 強制ライセンスの取下

(1) 強制ライセンスの所有者がライセンス許諾条件を順守しなかった場合は，特許権者及び該当する場合は他の実施権者は，裁判所によるライセンスの取下処分を受けることができる。

(2) 強制ライセンスの取下処分はまた，その許諾に至った状況が存在しなくなり，かつ，今後到底再現の見込がない場合にも，受けることができる。

### 第 62 条 従属特許

(1) 他人のために既に特許を受けた発明についての改良に関する特許権者は，先の特許の特許権者の承諾なしには，自己の発明を実施することができない。当該先の特許権者は，改良特許権者の承諾なしでは，特許の対象である改良を実施することができない。

(2) 公訴官の意見を聴取した後，かつ，公共の利益に鑑み，裁判所は，改良特許権者に対して第 59 条に規定された期間の満了前にすべきその者の請求により，改良特許の対象である発明の実施に必要な範囲まで，かつ，改良特許の対象である発明が先の特許に比較して実質的

な技術的進歩及び相当な経済的価値を構成する範囲まで、非排他的ライセンスを許諾することができる。先の特許権者は、裁判所に提出の請求によって、改良特許に基づくライセンスを許諾されるものとする。

(3) これについては、第 59 条、第 60 条、第 61 条、及び第 65 条の規定を適用する。

### 第 63 条 裁定ライセンス

(1) 特許は、最高行政裁判所の強制的勧告に従って大公国令が発明の実施が公共の利益に適う旨宣言した場合は、裁定ライセンス許諾の対象になる。緊急の場合を除き、かかる命令については、特許権者が合理的な商業的諸条件では自発的にライセンスを許諾したがないことが確定されない限り、発することができない。

(2) 特許を裁定ライセンス許諾にする旨の命令の公示日から、有資格者は、当該特許を実施するライセンス許諾について大臣に対し申請することができる。かかるライセンスは、非排他的ライセンスとし、特にその存続期間及び利用分野に関して、ただし、その対価として支払われるべきロイヤルティの額を除く所定の条件で、大臣命令によって許諾されるものとする。当該ライセンスについては、当事者に対する命令の通知日から、発効する。

(3) ロイヤルティの額については、関係当事者間で友好的な合意に達さない場合は、裁判所によって決定されるものとする。裁判所は、ロイヤルティの額を決定するに当たっては、当該ライセンスの経済的価値について、参酌しなければならない。

(4) 裁定ライセンスについては、特許の対象である発明が真剣な方法で実施されない場合、又は当該実施に課され若しくは同意された条件が順守されない場合は、ライセンス許諾命令に規定された期間の満了時に、動機となった大臣命令によって取り下げることができる。それについてはまた、許諾に至った状況が存在しなくなり、かつ、今後到底再現の見込がない場合にも、取り下げることができる。

### 第 63 条の 2 半導体技術分野での強制ライセンス又は裁定ライセンス

特許の対象が半導体技術分野における発明である場合は、強制ライセンス又は裁定ライセンスについては、司法又は行政審理に従って競争法に違反する旨宣告された慣行を是正する意図での使用に限り、許諾することができる。

### 第 64 条 強制ライセンス又は裁定ライセンスの対象である特許に係る特許権者の義務

強制ライセンス又は裁定ライセンスの対象である特許に係る特許権者は、当該ライセンスの許諾時に、その時点で自己の所有しており、かつ、特許の対象である発明の実施に不可欠な如何なる技術情報も、実施権者に対して提供しなければならない。

### 第 65 条 強制ライセンス又は裁定ライセンスの譲渡移転

(1) 強制ライセンス又は裁定ライセンスから生じた権利については、それらが属する業務、事業、又は事業の一部と共にする場合に限り、譲渡することができる。

(2) 第 62 条(2)第 1 文に掲げたライセンスについては、更に改良特許と共にする場合に限り、譲渡することができる。

## 第 66 条 強制ライセンス又は裁定ライセンスに関する決定の登録

(1) 強制ライセンス，裁定ライセンス，及びそれらに関する決定については，それらを許諾したか又は該当する場合において，それらを修正した裁判所の記録又は行政決定の認証謄本，及び登録手数料の納付証が提出されたときは，受益者の請求に応じ，登録簿に登録しなければならない。

(2) 強制ライセンス又は裁定ライセンスから生じた権利の実施権者による行使については，登録手続の完了を条件とする。

## 第 VIII 章 維持，回復，放棄，及び無効

### 第 67 条 維持

(1) 特許出願及び特許についてはすべて，それらの維持のために累進的年金を前納しなければならない。これらの料金は，出願月の周年応当月の末日に納付期日が到来するものとし，納付期日前 1 年を超えては有効に前納することができない。

(2) 年金が納付期日に納付されなかった場合は，当該年金については，割増料金を同時に納付することを条件として，納付期日から 6 月以内になお有効に納付することができる。

この猶予期間の終期については，第 90 条(4)の規定に拘らず，参酌して，翌月の末日まであらゆる場合に延長されるものとする。大公国規則では，年金納付に適用される猶予期間中に納付された如何なる割増料金についても，本項の趣旨では同時に納付されたと認める旨規定することができる。

(3) 年金及び割増料金の納付通知については，登録簿に記載されるものとする。

(4) 年金，及び該当する場合は，割増料金が期限内に納付されなかった場合，又は年金及び割増料金が(2)の趣旨では同時に納付されなかった場合は，特許出願人又は特許権者は，自己の権利を自動的に剥奪されるものとする。権利の喪失は，関連して未納付又は定期的には未納付であった年金に係る納付期日が決定される出願日又は出願の周年応当日から発効する。

### 第 68 条 年金の納付

(1) 年金の納付については，かかる納付に関する庁の通信を送達のため，ルクセンブルクにおける郵送宛先の同庁に対する届出に従うことを条件とする。

(2) ただし，かかる届出をしなかった場合でも，納付を無効にはしないものとする。

### 第 69 条 一般的措置としての納付期限の延長及び権利の回復

(1) 大公国規則では，例外的な事態に関して，かつ，一般的な措置によって，年金の納付期限又はそれが特定し条件を規定すべき他の期限を延長することができる。

(2) 年金納付についての期限又は他の期限についての延長は，1 年を超えることができないが，1 年毎に更新することができる。

(3) 大公国規則では，年金納付についての期限若しくは他の期限について延長又は期限更新の期間中に，かかる期間前長くとも最後の 3 年の期間中に通常ならば納付されるべきであった年金を支払うことができる旨，又は同期間中に通常ならば講じるべきであった手続上の措置について，当該規則によって必要とされる如何なる料金についても納付することを条件としてこれを実施できる旨，規定することができる。

### 第 70 条 個々の決定に関する回復

(1) 年金の不納付によって特許出願人若しくは特許権者の意思と無関係な理由から消滅し，かつ，第 69 条に基づいて期限を延長されなかった特許出願又は特許から生じた権利については，個々の大臣決定によって回復することができる。回復を求める請求は，当該権利の消滅から 20 月以内に庁に対して提出しなければならない。

(2) 回復を求める請求が明らかに正当である旨認められた場合は，庁は，特許出願人又は特許権者に対して 1 月以内に納付を要する料金を回復手数料と共に納付するように指令しなけ

ればならない。大臣命令は、当該料金が所定の期間内に納付された後、初めて発せられるものとする。

(3) 本条に基づく特許出願又は特許の回復については、登録簿に登録され、かつ、要約書が官報に公告されなければならない。

### 第71条 第三者の権利留保

第40条(6)については、第69条及び第70条に掲げた場合に適用する。

### 第72条 特許の全部又は一部の放棄

特許権者は、自己の特許又はそれに含まれた1若しくは2以上のクレームを何時でも放棄することができる。かかる場合は、第32条を準用する。

### 第73条 無効事由

(1) 特許の無効についての請求は、次の理由の1のみに基づくことができる。

(a) 特許の対象について、第4条から第9条までに基づく特許性がない。

(b) 特許について、発明を技術の熟練者によって実施される程度に明確かつ十分な方法では開示していない。

(c) 特許の対象について、出願時の特許出願の内容、又は特許が分割出願若しくは第14条に従って提出された新規出願に基づいたもの場合は、出願時の最初の特許の内容を超えて拡張されている。

(d) 特許によって付与された保護が拡張されている。

(e) 特許権者に第12条に基づく特許を受ける権利がなかった。

(2) 無効事由が特許の一部のみに影響する場合は、対応する制限を特許に付す方式で無効と宣言されるものとする。当該制限は、明細書中の1若しくは2以上のクレーム若しくは文章、又は図面中の図形を取り消す方式で、又は例外的にクレーム、明細書、若しくは図面を補正する方式で、課されるものとする。

### 第74条 無効及び所有権を争う訴訟

(1) 特許の無効及び所有権を争う訴訟については、申立の価値の多寡に拘らず、特許権者の選択住所の管轄裁判所によって審理されなければならない。

(2) 裁判所に対する申立は、登録簿に登録されなければならない、そうしなかった場合は不受理とされる。

(3) 登録簿に登録された特許の承継人はすべて、連座させられるものとし、そうしなかった場合は、同様な制裁を受ける。

(4) 事件については、略式裁判において審理され、かつ、判決が下されるものとする。当該事件は、公訴官に送達されなければならない。

裁判所の判決に対しては、係争の価値の多寡に拘らず、異議又は不服申立をすることができる。控訴審判決に対する上訴は、民事及び商事の上訴について規定された期限内に、かつ、方式に従って、当該事件でも行うことができる。

(5) 公訴官は、上記の条件に基づく特許無効について、職権によって主当事者として行動することができる。

(6) 無効訴訟は、特許の消滅後であっても提起することができる。

(7) 公訴官の要した費用については、刑事事件と同様に手配し、決定し、かつ、回収しなければならない。

#### **第 75 条 判決の登録**

(1) 確定判決については、裁判登記所の請求に応じて、又はそれがなければ、第 1 当事者の請求に応じて、登録簿に登録しなければならない。

(2) その通知については、官報の行政経済欄に公告されるものとする。

## 第 IX 章 侵害

### 第 76 条 侵害を構成する行為

- (1) 第 45 条, 第 46 条, 第 47 条, 及び第 48 条に規定された特許権者の権利に対する侵害は, 侵害行為を構成するものとする。
- (2) 侵害行為は, 侵害者の民事上の損害賠償責任を意味する。
- (3) ただし, 侵害生産物を提供し, 上市し, 使用し, その使用又は上市を目的として所持することは, かかる行為が当該侵害生産物の製造者以外の者によって行われた場合において, かかる行為が事実を十分知った上でなされたときにのみ, それらの行為者の損害賠償責任を意味する。

### 第 77 条 侵害訴訟の訴追権者

- (1) 侵害訴訟は, 特許権者によって提起されるものとする。
- (2) ただし, 排他的実施の権利の受益者は, ライセンス許諾契約に別段の定がある場合を除き, 通知した後に特許権者が侵害訴訟を提起しない場合は, かかる訴訟を提起することができる。  
特許権者は, 本項前段に基づいて実施権者によって提起された侵害訴訟に参加する資格があるものとする。
- (3) 第 56 条, 第 59 条, 第 62 条, 及び第 63 条に掲げた実施許諾用意, 強制ライセンス又は裁定ライセンスに係るライセンスの所有者は, 正式通知後に特許権者が侵害訴訟を提起しない場合は, かかる訴訟を提起することができる。
- (4) 如何なる実施権者も, 自己が個人的に被った損害についての賠償を受けるため, 特許権者によって提起された侵害訴訟に参加する資格がある。

### 第 78 条 特許出願に基づく訴訟及び / 又は特許付与前に発生した事件に係る訴訟

- (1) 第 43 条及び第 49 条で定義した期間中に特許又は特許出願から生じる権利があるにも拘らず, 特許出願が第 33 条(1)に基づいて公開された日前又はかかる出願の認証謄本から生じた権利を行使し若しくは行使の準備をした第三者に対する通知日前の事件については, 当該特許から生じる権利を損なうとは認めないものとする。
- (2) (1)に掲げた日から特許の付与日までについて,
  - (a) 特許については, 請求権がそれらの日付中の最先日付の後に及ばなかった場合にのみ, 援用できるものとする。
  - (b) 特許が微生物の使用に関する場合は, 特許については, 当該微生物が公衆の利用可能になる日までは, 援用できないものとする。
- (3) 第 49 条(1)に基づく訴訟を審理する裁判所は, 特許が付与されるまで, 判決を留保しなければならない。

### 第 79 条 明細書, 侵害差押, 及び仮差止

- (1) 第 77 条に基づく侵害訴訟提起権者は, 侵害と主張された物品及び当該主張された侵害行為をするのに役立った器具について, かかる物品及び器具の所有者如何に拘らず, 地方裁判所長によって選任された 1 人又は 2 人以上の宣誓就任の専門家による詳細な物品明細書を完

成することに対する許可を，同裁判所長から，単純な請求によって受けることができる。

(2) かかる者は，裁判所長の同一命令又は後続の命令によって，(1)に掲げた物品及び器具の効果的な差押について，前記選任の専門家によって補佐された執行官による実施に対する許可を受けることができる。

当該差押の執行前に，執行官は，差押対象の物品及び器具の所有者に対して差押令状，及び差押判決理由書の写を，該当する場合は(4)に掲げた供託金の供託記録証と共に，与えなければならず，そうしなかった場合は無効となり，かつ，損害賠償請求を受けることになる。当該物品及び器具の保管については，裁判所長によって選任された管財人に委託することができる。

(3) 裁判所長は，第 77 条に従う侵害訴訟の提起権者の請求に応じ，侵害の重大な推定が存在する何人に対しても所長緊急命令を発して，侵害を構成すると認められる活動を一時的に差し止めることができる。

(4) (2)及び(3)に基づいて有効な差押又は仮差止を命令するに当たっては，裁判所長は，原告に対して差押の執行前又は仮差止措置の執行前に供託すべき供託金を要求することができる。

(5) 裁判所長は，(1)，(2)及び(3)に従って採られる措置の効力存続期間について，その者又はその者の住所に対する命令の通知から 3 月の期間を超えない範囲で，決定しなければならない。

申立人が所定の期間内に裁判所に対して訴訟を提起しなかった場合は，物件明細書又は差押は，該当する場合は請求されることがある損害賠償の請求権を損なうことなく，自動的に無効になるものとする。

申立人が所定の期間内に裁判所に対して訴訟を提起した場合は，裁判所長は，当該差押及び仮差止命令の効力の存続期間をその後各々3月を超えない期間だけ延長することができる。

(6) 侵害に対する差押は，強制執行による如何なる売却も排除する。

(7) (1)，(2)，(3)及び(5)に掲げた命令は，異議申立に拘らず，公判記録に基づき，かつ，登録前に仮執行可能とする。

それについては，異議申立又は第三者異議申立の何れにも従う必要がないものとする。

それについては，申立人によって，又は当該措置が命令された者によって，通知から 15 日以内に不服申立することができる。

不服申立については，裁定書を通ずるか又はそれを審問で採用する必要がない略式裁判で緊急事項として，審理されるものとする。

欠席裁判で下された不服申立の判決については，その者又はその者の住所への通知から 15 日以内に，異議申立をすることができる。

## 第 80 条 侵害訴訟及び損害賠償

(1) 特許侵害訴訟及び損害賠償請求訴訟については，申立の価値如何に拘らず，専管的に地方裁判所によって審理される。

(2) 事件は，略式裁判で審理され，かつ，判決が下される。

(3) 侵害についての主訴訟に反対する特許無効を求める反対訴訟については，第 74 条(2)及び(3)に規定された条件の場合に限り，受理される。侵害訴訟の被告が裁判所に対して無効宣告を請求せずに単なる抗弁手段としての特許無効の訴に限定している場合は，それらの条件

の順守を必要としない。

(4) 侵害訴訟が正当なものと認められた場合は、裁判所は、侵害者に対して、又は適当な場合は複数の侵害者に対して連帯で、次の通り命令しなければならない。

(a) 侵害行為の中止

(b) 原告に生じた損害を賠償する賠償金の支払

(5) 差止命令では、日当罰金の懲罰を併課することができる。裁判所は、侵害者の費用負担で、1又は2以上の新聞紙上での判決又はその抄録の公示を委託することができる。

## 第 80 条の 2 方法特許：立証責任

(1) 特許の対象が生産物を得るための方法である場合は、侵害訴訟を審理する裁判所は、被告に対して、同一生産物を得るのに使用した方法が特許方法とは異なることを立証するように命令することができる。被告がかかる証拠を提示できなかった場合において、特許権者の同意なしに製造された如何なる生産物も、次のときは、特許方法によって得たものと推定する。

(a) 当該特許の対象である方法によって得られた生産物が新規なとき、又は

(b) 特許権者が相応の努力をしたが実際に使用された方法を判別できなかったにしても、同一生産物が当該特許の対象である方法で得られた可能性があるとき

(2) 証拠を確定するに当たっては、被告の工業上及び商業上の秘密保護に関するその者の正当な権益について、参酌しなければならない。

## 第 81 条 没収

(1) 被害者の請求があつて、かつ、かかる措置が侵害の継続を防止するため必要な場合は、裁判所は、禁止施行日現在、侵害者の財産であつて侵害行為を構成すると認められた物品、及び該当する場合は侵害行為をすることを特に意図した器具又は装置については、原告の利益のために、没収を命令することができる。

没収された物品の価値については、判決による受益者に対して供与される補償金の算定に当たって、参酌されるものとする。

(2) 原告の利益のための没収については、対象物品が執行令状に基づいて差し押えられた場合、又は被告が破産若しくは集団清算整理処分を受けている場合であっても、命令することができる。

(3) 被害者の請求があり、かつ、かかる措置が必要な場合は、裁判所は、侵害行為を構成すると認められた物品、及び侵害行為をすることを特に意図した装置、器具又は手段について、侵害者の費用負担での破棄を命令することができる。

(4) (1)に規定された原告の利益のための没収については、申立の譲渡抵当権登記局への登記なしに、不動産の性格を有する構成部分を、全部か一部かを問わず、対象にすることができる。

## 第 82 条 侵害訴訟の時効

第 49 条(1)に基づいて提起された訴訟に適用される時効に係る原則を損なうことなく、侵害訴訟は、最後の侵害行為から 3 年後に、時効になるものとする。時効については、執行官によって送達された差止通知によって、及び裁判所に提起されたか若しくは仲裁条項に基づく

同様な方式で行われた差止又は損害賠償を求める訴訟によって、中断する。

## 第 X 章 代理

### 第 83 条 代理の一般原則

(1) (3)の規定には従うことを条件として、何人も本法で制定された訴訟において、職業代理人によって代理されることについて、強制されない。

(2) 欧州経済共同体の領土に住所又は本店を有する自然人又は法人は、本法によって制定の  
手続において、従業者を通じて行動することができる。かかる従業者は、代理された者に適用される国内法令の法律、規則及び制定法の規定に従って権限を所持しなければならないが、職業代理人であることを必要としない。本項に掲げた法人の従業者はまた、欧州経済共同体の領土において本店を有し、かつ、かかる法人と経済的連携のある他の法人を代理して、行動することもできる。

(3) 欧州経済共同体の領土に住所又は本店の何れも有していない自然人又は法人は、本法によって制定されたすべての手続において、職業代理人によって代理され、かつ、その者を通じて行動しなければならない。ただし、これには、特許出願手数料の納付以外に本法によって規定された料金の納付を含まない。

(4) 何人も、ルクセンブルク大公国に住所又は本店の何れも有していない場合は、特許出願又は特許から生じる権利を行使することができない。ルクセンブルクに住所を選択することは、該当する場合は管轄権を意味し、ルクセンブルクにおいて登録した職業代理人に関係してのみ、実施することができる。後者がルクセンブルクに真正の住所を有していない場合は、その者は、ルクセンブルクに真正の住所を有する職業代理人の所在地に住所を選択しなければならない。

(5) (2)から(4)までに規定された条件の 1 の効力を満たすこと又は停止することができなかった場合は、庁又は裁判所は、特許出願人又は特許権者に対してかかる欠陥を是正するように指令しなければならない。ただし、これは、当該欠陥が是正されるときまで当該変則的行動から生じた権利の効力を停止させることを条件とし、又は庁若しくは裁判所の関係指令後 2 月以内に是正されない場合は、第 40 条、第 69 条、及び第 70 条の適用を損なわずに、関係権利を消滅させることを条件とする。

(6) 上記の場合を除いて、代理人起用が義務的でないか又は従業者によって実施できる場合は、本法によって制定された手続において自然人又は法人に係る代理については、第 84 条及び第 85 条に基づいて委任された代理人によってのみ、実施することができる。

(7) 代理人が選任された場合は、通知及び送達については、かかる代理人に対して行われる。単一当事者について複数の代理人が指定された場合は、かかる代理人中の 1 人に対して通知及び送達を行えば、それで十分とする。

### 第 84 条 共通代理人の選任

(1) 複数の出願人が存在して、かつ、特許願書に共通代理人が記名されていない場合は、当該願書中の第 1 記名の出願人が共通代理人と認められる。ただし、出願人の 1 人が職業代理人を選任せざるを得ない場合は、かかる職業代理人については、第 1 記名の出願人が職業代理人を選任していない限り、共通代理人であるものとみなす。

(2) 移転が手続の過程で複数の者に対して行われ、かつ、かかる者が共通代理人を選任していない場合は、(1)が適用される。かかる適用が可能でない場合は、庁又は裁判所(該当する

場合)は、かかる者に2月以内に共通代理人を選任するように請求しなければならない。この請求が順守されない場合は、庁、又は該当する場合は裁判所が当該共通代理人を選任する。

(3) 共通代理人を改任する書類の庁に対する提出については、料金の納付を要する。

### 第 85 条 職業代理人の登録

- (1) 庁は、職業代理人の登録名簿を備え置くものとする。
- (2) 第 83 条(2)の規定には従うことを条件として、それらの自然人は、第 83 条(4)第 2 文の趣旨でルクセンブルク大公国内に真正な住所を有する職業代理人と認められるものとし、これらの者は、ルクセンブルク各裁判所に対する大公国令の弁護士会員に加えて、(a)職人、商人、及び実業家への就業並びに一定の自由業への就業を規制し、(b)産業財産代理人への就業に必要な専門的資格を規定した 1977 年 1 月 12 日大公国規則第 5 条(b)に従って留保された既得権を損なうことなく、営業用の商号及び熟練者認定書の取得条件を規制した 1935 年 7 月 2 日法第 4 条を改正した 1988 年 12 月 28 日法によって、産業財産代理人業を営むことを認可された者とする。
- (3) 特定関係者の他、弁護士の場合におけるように、登録名簿に名称を掲載されなくても特許に関して行動する有資格者の種別に係る権利を掲載し、かつ、特定の者の従業者としての資格で行動する者の権利についての制限も掲載した職業代理人の登録名簿については、これを公衆にとり利用可能にして置かなければならない。
- (4) 登録名簿に記名されるべき者の掲載及び抹消については、関係文書の庁に対する提出に基づいて行う。

## 第 XI 章 雑則

### 第 86 条 庁に届けるべき変更

特許出願人若しくは特許権者の指定の際，又はそれらの代理人若しくは共通代理人の指定の際に発生した変更，又は選択住所若しくは郵送宛先に関係する変更については，文書で庁に対して届け出なければならない。かかる情報が提供されるまでは，以前に指定された者は，第三者及び行政当局に関して，なお引き続き本法に基づく義務を負うものとし，通知及び送達については，従前送達していた当該選択住所又は郵送宛先に対するものは，すべて有効に行われたものとする。

### 第 87 条 登録簿

庁は，本法によって登録を必要とする細目をすべて記入すべき登録簿を備え置かなければならない。出願については，それが公告されないうちは，登録簿には，一切記入しない。登録簿は，公衆の閲覧に供せられる。

### 第 88 条 公衆の閲覧

(1) 未公開の特許出願のファイルは，出願人の同意なしに閲覧に供してはならない。

(2) 何人も，特許出願人が出願に基づく権利をその者に対して援用したことを立証できる者は，当該公開前に，かつ，当該出願人の同意なしに，当該ファイルを検閲することができる。

(3) 何人も，分割出願又は第 14 条(2)に基づいて行われた新たな特許出願が公開された場合は，当該出願公開前の原出願のファイルについて，当該出願人の同意なしに閲覧することができる。

(4) 特許出願の公開に続いて，かかる出願及びその結果の特許に関するファイルについては，請求により，閲覧することができる。写は，所定の手数料を納付して入手することができる。

(5) 特許出願の公開前であっても，庁は，次の文献資料を第三者に対して送達すること又はそれらを公開することができる。

(a) 特許出願番号

(b) 特許の出願日，及び先願の優先権が主張された場合は，当該先願の出願日，出願国，及び出願番号

(c) 出願人の名称

(d) 発明の名称

(6) すべての場合において，発明者が，第 17 条の適用上，自己の身元について第三者に対する送達に異議があるときは，発明者の名称を掲載した書類については，当該ファイルから取り下げなければならない。

### 第 89 条 施行規則及び料金関係付則

(1) 本法によって既に規定されていない限り，施行措置を制定する大公国規則は，特に手続及び期限について規定する。

(2) 大公国規則は，本法に従って納付すべき各種の料金及び追加手数料の付則を制定し，かつ，それらの納付方式を決定する。一切の年金額は，20,000 フランを超えてはならない。他の料金及び追加手数料については 200 フラン以上で 2,000 フラン以下とすることができる。

- (3) 料金に加え、次の費用の弁済を必要とする。
- (a) 複製、証明、調査など庁による付随作業の費用
- (b) 官報に公告する費用
- (c) 第 31 条(4)、第 35 条(1)(a)及び第 36 条に掲げた調査報告書についての費用
- (4) 本法に従って納付された料金については、払い戻されない。

#### **第 90 条 期間の計算**

- (1) 期間は、満の年、月、週、又は日をもって規定する。
- (2) 事件が手続段階、他の期間の満了の何れであっても、期間は、関係事件が生じた日の翌日から起算する。手続段階が通知である場合は、当該事件については、別段の定がない限り、通知書類の受理とする。
- (3) 期間を定めるのに 1 年又は一定の年数をもってしている場合は、期間は、該当するその後の年において、当該事件が生じた月に相当する月の当該事件が生じた日に相当する日に満了する。ただし、相当する月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。
- (4) 期間を定めるのに 1 月又は一定の月数をもってしている場合は、期間は、該当するその後の月において、当該事件が生じた日に相当する日に満了する。ただし、その月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。
- (5) 期間を定めるのに 1 週間又は一定の週数をもってしている場合は、期間は、該当するその後の週において、当該事件が生じた日に相当する日に満了する。
- (6) 期間が通常土曜日、日曜日、法定祝祭日、振替法定祝祭日、又は非就業日に満了するときは、その期間は、それに続く第 1 就業日まで延長される。本項の適用上、土曜日は、公休日と同等であるものとみなす。
- (7) 期間が優先日から起算され、かつ、複数の優先権が主張されるときは、最先の優先日を適用する。

## 第 XII 章 上訴

### 第 91 条 権能及び手続

(1) 本法及びその施行規則の適用上，特許庁長官によって行われた決定についての不服申立は，大臣に対して行わなければならない。かかる不服申立は，当該決定の通知から 3 月以内に提出しなければならず，そうしなかった場合は，受理されない。

(2) (1)に従って大臣によって行われた決定を含み，本法又はその施行規則に基づいて大臣によって行われた決定に対する不服申立は，最高行政裁判所訟務委員会に対して行わなければならない。同裁判所は，その本案最終審判決を下す。

## 第 XIII 章 欧州特許出願及び欧州特許

### 第 92 条 翻訳文及び年金

(1) (a)1973 年 10 月 5 日ミュンヘンで署名された欧州特許付与に関する条約を承認し，(b) 特許に関する国内法を改正した 1977 年 5 月 27 日法第 4 条(1)については，次の文言で差し替える。

「特許出願がフランス語又はドイツ語以外の言語で公告された場合は，前条に規定の補償金については，上記 2 言語の 1 によるクレームの翻訳文が庁に提出され，かつ，公衆の利用可能になるか又は発明を実施する者に手渡された日の後の期間についてのみ，請求することができる。」

(2) 1977 年 5 月 27 日法第 6 条(1)は，次の通り改正する。

「欧州特許出願の原文が手続言語の原文よりは狭い範囲の保護を付与している場合は，第三者は，特許権者に対して，第 4 条によって規定された翻訳文における欧州特許出願のクレームの原文を援用することができる。」

(3) 1977 年 5 月 27 日上記法第 10 条(2)は，以下の通りに改正する。

「納付を要する更新手数料，及び該当する場合は追加手数料の金額については，大公国規則をもって規定する。それらの手数料の納付についての制度は，ルクセンブルク国内特許出願及び特許について規定のものと同じとする。」

### 第 93 条 国内行政手続

欧州特許出願に関して庁に対して行う手続処理は，すべて職業代理人の参加なしで実行することができる。

欧州特許出願のクレームの翻訳文が第三者によって提出される場合は，かかる第三者は，その者の行動する資格を委任状によって立証しなければならず，そうしない場合は，不受理とする。

### 第 94 条 欧州特許及び国内特許の共存出願

欧州特許から生じる権利が同一発明に関するルクセンブルク特許の出願についての出願日又は優先日の後に発生し，かつ，そのファイルがその当日又はそれより後の日付で第 33 条に従って公衆の利用可能になった場合は，当該欧州特許については，ルクセンブルク大公国の領土における効力に関する限り，無効とする。

## 第 XIV 章 国際特許出願

### 第 95 条 国内段階へ移行の国際出願についての審査

(a)1970 年 6 月 19 日ワシントンで作成された特許協力条約を承認し，(b)特許に関する国内法令を改正した 1977 年 5 月 27 日法第 6 条は，次の文言で差し替えるものとする。

「庁は，ルクセンブルク大公国において発明の保護を受けようとする国際出願に関して，特許協力条約第 2 条で定義された指定官庁又は選択官庁として行動する。ただし，それらの国際出願が欧州特許についての効力を有していないことを条件とする。

ルクセンブルク大公国における出願の保護を庁が指定官庁又は選択官庁として行動する国際出願によって受けようとする場合は，特許権者は，特許協力条約第 22 条又は第 39 条に従って適用される期間の満了前に，それが国際出願と同日に出願した国内特許であるかのように納付を要する国内手数料を納付し，かつ，正規の国内出願に関してならば必要とされる筈の情報及び書類をすべて提出しなければならない。国際出願が国際事務局によってドイツ語又はフランス語で公開されなかった場合は，特許権者はまた，それら 2 言語の 1 への翻訳文も同一期限内に提出しなければならない。

国内出願に関してならば必要とされる筈の国内手数料の納付のため並びに情報，書類及び翻訳文の提出のために与えられる猶予期間はまた，国際出願人にも与えられ，特許協力条約第 22 条又は第 39 条に従って適用される期間の満了日から始まるものとする。

国際出願が特許協力条約第 23 条(2)に基づいて庁によって処理される場合は，第 2 段落に掲げた手続は，当該国際特許出願人によって作成された特別請求書の提出時には前もって完了していなければならない。かかる場合は，第 3 段落に掲げた猶予期間については，当該特別請求書の提示日から起算する。

特別請求書の後で国際出願の取下又はルクセンブルク大公国指定の取下がない場合は，国際出願の遂行については，国際事務局によって公開された国際調査報告書を基礎にして，再開するものとする。ただし，特許協力条約第 22 条又は第 39 条に基づいて適用される期間の満了日から 4 月以内に，出願人自身が国内調査報告書の作成を求める公式請求書，又は国内出願に関してならば必要とされる筈である 1 若しくは 2 以上の調査報告書の何れかを提出した場合は，この限りでない。」

## 第 XV 章 経過措置規定及び最終規定

### 第 96 条 経過措置期間中に適用する法律

(1) 本法の施行前に行われた出願及びそれから生じた特許については、当該特許出願日に適用された規則になお引き続き従うものとする。

同様に、本法の施行の日前に適用された規則については、その日から、なお引き続き追加特許証への出願に対しても適用する。ただし、追加特許証の出所となった出願が以前の法令の制度に基づいてその日前に有効に受理されていたことを条件とする。

(2) ただし、かかる権原及び出願から発生した権利の行使については、維持すべき既得権には従うことを条件として、本法の施行日からその規定に準拠する。

(3) 特許の維持のために納付を要する年金であって、本法の施行日前に支払期日が到来したものは、たとえその日の後に納付が行われた場合でも、なお引き続いて従前の法律及び規則の規定に従うものとする。

(4) 本法の施行日後に支払を要することになる年金については、納付が既にその日前に行われなかった場合に限り、新たな法令の適用をうける。

### 第 97 条 経過期間中の侵害訴訟の提起

(1) 本法の施行時に控訴院に係属中の特許侵害についての民事訴訟は、職権を以て同審級の民事裁判所に移送し、第 80 条の規則に従って執行されるべき事件目録に掲載される。

(2) 民事裁判所の登録官は、その事件目録への掲載を当事者に対して通知しなければならない。当事者が任意に弁護士を依頼する場合は、訴訟手続は弁護士から弁護士への単純行為によって継続する。任意に依頼をしなかった場合は、原告は被告を召喚して弁護士の依頼及び民事裁判所での訴訟継続を要求しなければならない。

(3) 本法の施行時に大審院に係属中の事件は、同院によって判決し、却下後には控訴院民事部に差し戻す。

(4) 刑事裁判所によって審理された特許侵害についての民事訴訟において本法の施行前に行われた判決に対する法的救済の実施については、方式及び期限に関しては、刑事に適用される規定になお引き続き準拠する。判決は、民事訴訟の方式に従って行われるものとする。

### 第 98 条 職業代理人登録名簿への従前掲載の確認

(a) 1975 年 12 月 15 日ルクセンブルクにおいて署名された共同市場に対する欧州特許に関する条約を承認し、(b) 特許の国内法令を適合させた 1978 年 10 月 31 日法第 5 条によって規定された職業代理人として登録名簿に掲載された者は、本法によって制定された制度に基づいても、なお引き続き有効に掲載されるものとする。

### 第 99 条 国際特許分類

1971 年 3 月 24 日ストラスブールにおいて署名された国際特許分類に関するストラスブール協定を承認した 1975 年 12 月 10 日法第 2 条は、次の文言によって差し替えるものとする。

「庁は、国際特許分類の適用を所管する。当該任務を実行するに当たり、庁は、ミュンヘン所在欧州特許庁の業務を利用すること、及び未だ公衆の利用可能にされていないルクセンブルク特許出願の内容について同庁に対して送達することを委任されるものとする。」

## **第 100 条 国家産業財産審議会**

産業財産事項を所管する省部局の中に、大臣によって提出された産業財産に関する事項について審議し、かつ、産業財産に関する如何なる問題についても提議する国家産業財産審議会を設立することができる。

国家産業財産審議会の構成及び条件については、大公国規則をもって制定する。

## **第 101 条 廃止規定**

第 96 条及び第 98 条における経過措置規定には従うことを条件として、次のものは廃止する。

- (1) 1880 年 6 月 30 日発明特許法
- (2) 1880 年 6 月 30 日法を改正した 1922 年 4 月 27 日の産業財産保護に関する国際同盟に対するルクセンブルク大公国の加盟に関する法律
- (3) 発明特許に関する法令を改正補充した 1945 年 10 月 13 日大公国令
- (4) 1953 年 12 月 11 日パリにおいて署名された特許出願に要する手続に関する欧州条約を承認した 1957 年 6 月 25 日法
- (5) (a)1975 年 12 月 15 日ルクセンブルクにおいて署名された共同市場についての欧州特許に関する条約を承認し、(b)特許に関する国内法令を適応させた 1978 年 10 月 31 日法第 4 条、第 5 条、及び第 6 条
- (6) 本法に反するすべての規定

## **第 102 条 施行**

第 1 条から第 101 条までの施行については、大公国規則をもって制定する。